

# 平成30年度 群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金 奨学生募集案内（中学3年生向け予約採用）

群馬県教育文化事業団では、平成30年度に高等学校等への進学を希望する中学3年生を対象に、奨学生（高等学校等奨学金の貸与を受ける方）を募集します。なお、この奨学金は貸与（無利子）です。  
※申込資格や採用条件に該当するかどうか御不明の場合には、事前に中学校又は事業団へ御確認ください。

## 1 申込資格（次の5点すべてに該当する方）

(1) 親権者等（親権者または後見人）の住所が群馬県内にあること。

※親権者等が県外在住の場合、その都道府県の奨学金を御利用ください。  
※外国人の場合には、在留資格が「特別永住者」、「永住者」または「永住者の配偶者等」であること。

(2) 高等学校等（高等学校または専修学校の高等課程）への進学を希望していること。

※高等学校には、中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含み、群馬県外の学校も該当します。  
※高等専門学校は該当しません。また、専修学校の高等課程は、学校が事業団の認定を受ける必要があります。

(3) 学習意欲があり品行方正で、健康なこと。

※学力基準に満たなくても、学習意欲や態度等が奨学生にふさわしいと判断されれば、学校長が特別推薦できます。

(4) 経済的理由により修学が困難であること。

※2(1)の家計基準に該当する必要があります。なお、生活保護受給世帯の場合は事前にケースワーカーに御相談ください。

(5) 当事業団の奨学金や他の同趣旨の修学資金の貸与等を受けていないこと。

※母子父子寡婦福祉資金、定時制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費、群馬県高等学校等奨学金が該当します。

## 2 採用条件（奨学生となるための主な条件） ※詳しくは、2頁を御覧ください。

- (1) 家計基準 平成28年の親権者等の認定所得金額が、別表2の収入基準額以下であること。
- (2) 学力基準 基準は次のとおりですが、学校長の特別推薦もありますので、学校に御相談ください。  
※中学1～2年の学習成績が、全教科平均（5段階評価）で3.5以上であること。
- (3) 連帯保証人（2名）の選定 親権者等1名の他に、別生計連帯保証人1名が必要になります。

### 別生計連帯保証人とは？

奨学金の返還に滞納があった場合には、本人と親権者等連帯保証人に返還を督促しますが、それでも返還されない場合には、別生計連帯保証人にも請求することになります。

### 別生計連帯保証人の3要件

（右の3点すべてに該当する成人の方）

- ① 独立の生計を営み、返還能力のあること。  
※被扶養者でなく、自ら収入を得て生計を営んでいる方です。
- ② 奨学生が高校卒業時に65歳未満であること。  
※生年月日が昭和31年4月以降の方です。
- ③ 4親等内の親族、または国内に住所があること。  
※知人・友人でも可。外国人の場合、在留資格は「永住者」に限ります。

## 3 貸与する奨学金

- (1) 月額奨学金 国公立：18,000円、私立：30,000円（自宅外通学の場合5,000円加算できます。）
- (2) 入学一時金 国公立：50,000円、私立：100,000円（希望により、入学時の1回限り。）
- (3) 貸与期間 平成30年4月から最短修業年限まで（通常、平成33年3月までの3年間）
- (4) 貸与利率 無利子
- (5) 貸与方法 本人名義の口座（ゆうちょ銀行）に、3ヶ月ごとに振り込みます。

※第1回目の奨学金（月額3ヶ月分と希望のあった入学一時金）の振込みは、平成30年5月25日（金）の予定です。

### 入学準備貸付金制度とは？

通常、高校入学後に貸与する第1回目の奨学金を、入学時に必要となる支払等に利用できるよう、入学前の3月中に前倒して貸与する制度です。

※入学準備貸付金制度は、月額奨学金と入学一時金の双方を希望する場合に利用できます。

※別生計連帯保証人など必要な手続き（下記5を参照）を完了すれば、私立単願・公立前期合格者は3月2日（金）に、その他は3月27日（火）に、貸与（国公立：104千円、私立：190千円）します。

## 4 申込方法

- (1) 募集期間 平成29年11月7日（火）～12月6日（水） ※中学校への提出期限です。
- (2) 申込み先 在学している中学校へ ※奨学金に関する手続きは、全て在学している学校を通じて行っています。
- (3) 提出書類 提出書類一覧（2頁）のとおり

## 5 採用までの手続き

- ・ H30年1月中旬 予約採用候補者（奨学生の内定）を決定し、必要な手続きを、中学校を経由して本人に通知します。
- ・ H30年2月上旬 入学準備貸付金希望者は、①願書兼誓約書・保証書（様式第35号）、②振込口座届（様式第3号）、を中学校に提出する。
- ・ H30年2～3月 入学する高校等が決定したら「進学先報告書」を中学校に提出する。
- ・ H30年4月 入学した高校等に、入学届（様式第9号）や誓約書・保証書（様式第2号）など必要書類を提出する。

## 6 奨学金の返還

- ・ 奨学金は貸付金であり、全額返還の義務があります。※返還金は、後輩の奨学金として活用されます。
- ・ 貸与総額に応じて6～14年で返還します。※例（貸与）月18,000円×36月 →（返還）年72,000円×9年  
（貸与）月30,000円×36月 →（返還）年90,000円×12年
- ・ 大学等への進学や病気など止むを得ない場合には、返還を猶予（延期）することができます。

◎提出書類一覧

提出書類		留意事項
奨学金予約申込書 (様式第8号)		○記入例を参考に記入し、チェックリストで記入漏れがないか確認のこと。 (なお、申込書は本人が記入し、連帯保証人欄は連帯保証人が自署してください。) ○入学準備貸付金を希望する場合には、借用区分は②を選んでください。
添付書類	住民票	○市町村長発行の「世帯全員のもので、省略のない、本籍・続柄のわかるもの」。 ※申込書の家族欄と相違がある場合には、説明(申立書等)が必要です。 ※外国人の場合、在留資格を確認します。 ○単親世帯の場合で、住民票の本人の筆頭者欄が同居の親と異なるときは、親権の確認のため「戸籍抄本(個人事項証明)」を提出してください。
	所得証明書	○市町村長発行の「平成29年度の所得(課税)証明書(平成28年分所得)」です。 ○親権者等(父・母)全員のもの。無収入でも必要(非課税証明書でも可)です。 ※申込書の収入金額欄の記入や、家計基準の判定に使用します。
	特別控除に必要な書類	○別表1「特別控除額」の控除を希望する場合に、証明書類が必要となります。 ※障害者手帳のコピーや年間の支出証明が必要な場合があります。 ※ただし「就学者」、「母子・父子家庭」は、添付書類は不要です。

(注) 同一世帯で複数申込みの場合には、一方の添付書類はコピーで差し支えありません。

◎採用条件についての説明

**条件(1) 家計基準**

事業団ホームページの「家計基準の確認(Excel)」で容易に判定できます。

家計基準＝親権者等(父母)合計の「認定所得金額(ア)」が、別表2の収入基準額以下であること。

【認定所得金額(ア)の算出方法】

1 平成28年の「所得金額(イ)」を、父母それぞれごとに、所得の種類ごとに計算する。

※その後、失業などで収入減少の場合には、減少後の収入(年額換算)で判定します。

① 給与所得の場合 所得金額(イ) = 所得証明書の給与収入金額 - 別表3の控除額  
(平成28年源泉徴収票の「支払金額」)

② 給与所得以外の場合 所得金額(イ) = 所得証明書の合計所得金額  
(平成28年確定申告書の「所得金額の合計」)

2 1で計算した「所得金額(イ)」をすべて合計し、別表1で該当する特別控除額を差し引く。

(別表1)

特別の事情			特別控除額		
本人対象の控除(在学)			19万円		
就学者のいる世帯(1人につき)	小中学校	小学校	9万円		
		中学校	17万円		
		高等学校	(自宅)	(自宅外)	
	高専	1~3年	国公立	19	41
			私立	33	54
		4~5年	国公立	28	50
			私立	54	76
			国公立	40	62
			私立	66	88
	大学、大学院	短大	国公立	67	116
専修学校		高等課程	国公立	7	18
		専門課程	国公立	29	39
		私立	79	123	
母子・父子世帯			49万		
障害者のいる世帯			1人につき 99万		
親権者等が別居の世帯			年間特別支出額(上限71万円)		
長期療養者のいる世帯			年間特別支出額		
火災、風水害等被災世帯			年間支出増・収入減額		

(別表2)

世帯人員	収入基準額
1人	129万円
2人	206万円
3人	238万円
4人	257万円
5人	276万円
6人	293万円
7人	307万円

※以降1人14万円を加算

(別表3)

年間収入金額(A)	控除額(B)
329万円以下	Aと同額
330~400万円	A×0.2 + 263万円
401~878万円	A×0.3 + 223万円
879万円以上	486万円(一律)

**条件(2) 学力基準**

学校に御相談ください。

学力基準に該当しない場合でも、学習意欲や態度等が奨学生にふさわしいと判断されれば、「学校長の特別推薦」が可能です。

その他にも、災害・病気・事故等で親権者を失った場合や、1年以内の被災世帯、生活保護又はこれに準じる世帯、障害者手帳のある者なども、特例推薦できます。

※なお、特例推薦の場合でも、条件(1)、(3)は必要です。

**条件(3) 別生計連帯保証人**

3要件(1頁に記載)を満たす方に連帯保証人をお願いしてください。

別生計連帯保証人については、予約申込書には住所・氏名・生年月日・続柄の記入のみ(未定の場合は「選考中」で可)ですが、後日(来年2月または4月)、次の書類を提出していただきます。

※後日に提出する書類 「誓約書・保証書」(様式第35号または2号)及び印鑑登録証明書

※教育文化事業団のホームページ(Q&Aやチェックリスト、様式等も掲載)を御活用ください。

《お問い合わせ先》  
公益財団法人 群馬県教育文化事業団 奨学金課  
電話：027-243-0411  
※日曜・月曜・祝日は休みです。